

狛江市情報セキュリティ基本方針

平成16年11月10日

規則第41号

改正 平成22年 4 月26日

規則第29号

改正 令和元年10月 7 日

規則第58号

1 目的

狛江市の各情報システムが取り扱う情報資産には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

したがって、これらの情報資産及び情報資産を取扱うシステムをさまざまな脅威から防御することは、市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。ひいては、このことが狛江市に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

また、近年の情報通信技術の急速な進展により、電子政府や電子自治体の構築が現実のものとなっている。狛江市がこれらに積極的に対応するためには、全てのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠な前提条件である。

そのため、狛江市の情報資産の機密性、完全性及び可用性（注）を維持するための対策として狛江市情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を定める。このうち、情報セキュリティ基本方針については狛江市の情報セキュリティ対策の基本的な方針として、情報セキュリティポリシーの対象、位置付け等を定めるものとする。

（注）：国際標準化機構（ISO）が定めるもの（ISO7498-2：1989）

機密性(confidentiality)：情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすること。

完全性(integrity)：情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を完全防護すること。

可用性(availability)：許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

2 定義

(1) ネットワーク

狛江市における市長部局及び各行政委員会のコンピュータを相互に接続するための通信網及びその構成機器をいう。

(2) 情報システム

ハードウェア及びソフトウェアで構成する電子計算機及び周辺機器並びにネットワーク及び記録媒体をいう。

(3) 情報資産

ネットワーク、情報システムで取り扱う全てのドキュメント及びデータ等の情報をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

(5) 記録媒体

電子計算機に使用される磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク、その他これらに類する媒体をいう。

(6) ドキュメント

システム設計書、ネットワーク設計書、システム仕様書、ネットワーク仕様書、プログラム仕様書、オペレーション仕様書等情報システムに必要な仕様書類等をいう。

(7) データ

ネットワーク及び情報システムに係る入出力帳票、記録媒体及びドキュメントをいう。

(8) 管理区域

ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行う部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。

(9) 個人番号利用事務系

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）、戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(10) 総合行政ネットワーク接続系（以下「L G W A N接続系」という。）

人事給与、財務会計、文書管理等L G W A Nに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(11) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(12) 通信経路の分割

L G W A N接続系及びインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(13) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化，端末への画面転送等により，コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等の安全が確保された通信をいう。

3 情報セキュリティポリシーの意義と職員等の義務

情報セキュリティポリシーは，狛江市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について，総合的，体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

したがって，狛江市長をはじめとして狛江市が所掌する情報資産に関する業務に携わる全ての職員等及びこれらの業務を受託する者（以下「受託者」という。）は，情報管理の重要性について共通の認識を持つとともに業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

4 情報セキュリティ管理体制

狛江市の情報資産について，情報セキュリティ対策を推進及び管理するための体制を確立するものとする。

5 情報資産の分類

情報資産をその内容に応じて分類し，その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

6 情報資産への脅威

情報セキュリティポリシーを策定する上で，情報資産を脅かす脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると，特に認識すべき脅威は次のとおりである。

(1) 部外者によるもの

直接的な情報資産の破壊，盗難並びに不正アクセス又は不正操作による情報資産の破壊，盗難，改ざん及び消去等

(2) 職員等又は受託者によるもの

情報資産の持出，誤操作，アクセスのための認証情報の不適切管理，不正アクセス又は不正操作による破壊，盗聴，改ざん及び消去並びに搬送中の事故等による情報資産の盗難，規定外の端末接続によるデータ漏えい等

(3) その他

コンピュータウイルス，地震，落雷，火災等の災害並びに事故，故障等によるサービス及び業務の停止

7 情報セキュリティ対策

前記6で示した脅威から情報資産を保護するために，次の情報セキュリティ対策を行うものとする。

(1) 情報システム全体の強靱性の向上

情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

ア 個人番号利用事務系においては、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定、端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。ただし、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。この場合において、情報セキュリティ対策として、東京都が構築する自治体情報セキュリティクラウドを利用する。

(2) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産の損傷及び情報資産への妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

(3) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、全ての職員等及び受託者に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が行われるように必要な対策を講じる。

(4) 技術的セキュリティ対策

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス対策、ネットワーク管理等の技術面の対策を講じる。

(5) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。この場合において、情報資産に対するセキュリティ侵害発生時に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(6) 外部サービスの利用対策

ア 外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結するとともに、外部委託業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずる。

イ 約款による外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ウ ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

8 情報セキュリティ対策基準の策定

狛江市のさまざまな情報資産について、前記7の情報セキュリティ対策を講じるに当たっては、想定されるリスクの分析を行い、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

9 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために、個々の情報資産の対策手順等をそれぞれ定めておく必要がある。そのため、情報資産に対する脅威及び情報資産の重要度に対応する情報セキュリティ対策基準の基本的な要件に基づき、各所管課長等が所掌する情報資産の情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより狛江市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがある情報資産であることから、狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号）第9条第5号オに基づき非公開とする。

10 評価及び見直しの実施

情報セキュリティポリシーに定める事項及び情報セキュリティ実施状況の結果や、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年4月26日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則（令和元年10月7日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。